

出席停止報告書

九十九里町立九十九里小学校長 様

年 児童氏名

保護者氏名

下記のとおり、報告いたします。

記

1 受診した医療機関 _____ (検査キット判定日 月 日)

* インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に関しては、検査キットの陽性判定でも可。

2 医師から療養が必要とされた期間 _____ 月 日 ~ _____ 月 日

* 検査キットで判定の場合、出席停止期間を算出し記入する。

3 疾患名

該当疾患 に○	疾患名	出席停止期間または処置、注意事項
	インフルエンザ (A・B)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (※)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (※)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで (※)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し (※)、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん (3日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日経過するまで (※)
その他の 感染症	溶連菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで (抗生剤内服24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで)
	感染性胃腸炎 (ウイルス性胃腸炎) (流行性嘔吐下痢症)	医師において感染のおそれがないと認めるまで (嘔吐・下痢症状が軽快し、全身症状が回復するまで)
	流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	手足口病	医師において感染のおそれがないと認めるまで (全身状態の安定したものは登校可)
	マイコプラズマ感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで (解熱し、咳が軽快するまで)
	伝染性紅斑 (りんご病)	医師において感染のおそれがないと認めるまで (発疹期には感染力がないため、全身状態のよいものは登校可能)
	ヘルパンギーナ	医師において感染のおそれがないと認めるまで (全身状態の安定したものは登校可能)
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	医師において感染のおそれがないと認めるまで (患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は、痂皮が脱落するまで)
		その他の感染症 ()

(※)「発症・発現・解熱・消失した後〇日を経過」⇒発症などした当日は0日とし、翌日から1日2日…と数えること。

保護者の方が責任を持ってご記入ください。(家庭→担任→保健室) 医療機関で記入していただく必要はありません。